

会 議 録

会議の名称	第9回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成20年4月24日（木）19:00～21:00	
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課	
出席者	<p>中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、 奥居委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、 北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、高原委員、 中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、服部委員 福嶋委員、藤原委員、森井委員、横田委員、渡辺委員） 市職員委員（仲委員、水本委員、猪岡委員、西尾委員、 中尾委員、山中委員、八木委員、中野委員、下田委員、 東田委員）</p>	
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸
欠席者	委員 13名	
議題	<p>今後の運営について（全体討議） 条例素案（たたき台）前文・第1章について</p>	

議 事 概 要

1. 開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・ 本日の欠席者について。
- ・ 平成20年4月の人事異動でに伴う、新たな事務局のメンバー紹介及び自己紹介。（百嶋補佐・勝丸）
- ・ 市職員委員の交代について（新年度から市職員15名の体制）

2 . 前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。

< 質疑応答 >

会 長 質疑ございませんか？

委 員 6 ページの「解説があって初めて分かるのです」について、本当にこういう表現であったか、少し疑念をもってます。これでは、解説がないと条文が分からないという理解が成り立ちます。本来、条文を読むだけで分かるものであって、読む人によって意見の違いが出ては困ります。十分な論議を尽くした条文を読めば、この条文がどういうことをいっているのかが分かり、それによる効果も出てきます。解釈は、より理解するために付けられるものであると理解していかないと、今後、条文を論議していくなかで絶えず、「解釈をどうしていくか」ということが、このままでいきますと引きずっていく感じがします。あくまでも条文を論議して、全体の意見の一致を認めていくものでないといけないのではないのでしょうか。ですから、この表現でいいのかどうか質問したいと思います。

会 長 会議の録音は残っていますか？

事務局 はい。

会 長 それでは録音を聞き直して、今の質問に対して確認してください。

事務局 確認します。

3 . 議題

「今後の運営」について

会 長 事務局から今後の会議開催日時についてアンケートがあり、その結果が資料として配られています。これを見ると木曜日の19時から21時までが最も多いわけですが、これについてどうでしょうか？

委員 全体討議をする開催日時であれば、このアンケート結果でいいとは思いますが、ただ、今後は各グループに分かれて条文を検討していくことになるので、各グループごとの希望開催日時を考えてもいいのではないのでしょうか。

また、毎回 10 名ほどの欠席者がいるわけですから、今までの時間では集まりにくいのではないのでしょうか？アンケート結果で、今までと同じ時間が多くなっているから今まで通りという発想ではなくて、5～8 名ほどの 1 班が集まれる日があれば、その日も考えていくといったように、もう少し我々の立場を考えた運営を望みます。

委員 今の意見、もっともだと思います。一つ提案がありますが、この委員会のルールの再確認を徹底していただきたいと思います。私もたびたび発言が多いと自覚しているわけですが、その上で申し上げます。去年の 8 月 31 日の決定事項としてロバートルールがあるわけですが、それが徹底されていないと思います。発言者に偏りがでていると思いますので工夫しなければいけないと思います。女性や若い人たちの発言が少ないように思います。この条例は、これから未来のある若い人に効果のある条例なのですから。私たちは条例を策定できる機会をもったわけですから、声なき声にも応えていき、公平・公正な内容にやっつけていかなければいけないと思っています。

会長 開催時間の問題については、今後の運営方法によると思います。前回、澤井副会長から今後の運営について提言がありました。提言は前回の会議録 7 ページに書かれています。これについて意見ございませんか？この提言によると、グループを固定することとなっていますがどうでしょうか？

委員 前回の副会長の提言ではグループを固定することが当然のような感じでしたが、会長と副会長の間で意見の隔たりがあるように思います。グループを固定しないのであれば、このままの開催時間でいくことになってくるとも思います。

委員 副会長の提言とは別に、会長としての意見を言ってもらって、その上で合意形成すればよいと思います。

会 長 そのあたりをみなさんにお諮りしたいと思っております。今後の運営方法として今後3, 4回は、

メンバーをシャッフルしていき、5班に分かれて同じ議題で議論していく。

メンバーをシャッフルしていき、5班に分かれてそれぞれの議題で議論していく。(ブロック形式)

メンバーを固定し、それぞれの開催日時を決めて進めていく。

という方法が考えられますが、どの方法で進めていくか、みなさんにお諮りしたいと思っております。メンバーをシャッフルしていくことになれば、独自の開催時間で集まることは無理だと思っております。ですから、どちらが良いかということをお諮りしたいと思っております。それによって開催時間の問題も解決すると思っております。

委 員 どの点に重点を置いて話し合うかで、運営方法は変わってくると思っております。私は、事務局のたたき台をまとめていくということに、これからの話し合いの重点を置くと考えていますので、メンバーを固定した方が良いと思っております。もう一つの話し合いの重点は、今まで通り、まとめるのではなく個々に意見を出し合って、たたき台に対する意見を言うていくこと。ですから今後はどこに重点を置いて進めていくのかということをはっきりした方が良いのではないのでしょうか。

委 員 私は今の発言の後の考えです。ただ、やり方としては事前にグループごとに話し合う内容をそれぞれ決めて、そして1ヶ月の間にその部分を熟読してくる。そして1回の会議が終われば5項目が終わっているというやり方です。たたき台を読んでみて、抜けている部分もある気がしますし、そういったところも話し合っていけばよいと思っております。メンバーを1年間、固定してしまうと人間、意見が固まってしまうと思うんです。ですから私が当初から言っているようにメンバーを固定しないで、シャッフルで1項目ずつ決めていけばいいと思っております。

会 長 どちらの方法にも長所と欠点があるようですね。メンバーを固定すれば開催日時などの機能性が上がります。メンバーをシャッフルすると、意見の多様性がでてきます。

委 員 グループ分けして素案を完成させるのであれば、グループによって

進み具合が違ってくるので、最後のグループが結論を持ってくるまで他のグループは待っていただかないと、本当に良いものがないと思います。

会 長 私の理解を言います。グループ分けした場合は、一定の全体会までに必ずグループの作業を完了させてくださいという共通の約束の下に行動しなければいけないと、私は思っています。そうでないと全体の共有ができませんね。

委 員 その通りなんですが、期日に追われて作業して果たして本当に良いものができるのかどうか疑問です。本当に良いものを作ろうと思えば、それなりの時間が必要ではないでしょうか。

会 長 時間等については、グループの主体性に任せてほしいと思います。こちらが何回集まってくださいというのではなく、グループで決めればよいと思います。

委 員 グループはある程度、固定しないといけないと思いますね。3, 4回後でもかまわないので、メンバーを固定して共通認識のもと、やっていく必要があると思います。今までのようにシャッフルしては気楽な面もありますが、お互いの立場等をよく知ったうえで議論していかないといけないと思います。

会 長 懸念されていることはよく理解できます。確かに人見知りも生まれますし、面識があまりないと議論するまで時間がかかったりもします。ただ、シャッフルというやり方で最後までやっている自治体もたくさんあります。現に阪南市では完成しつつありますが、このようなやり方で進めています。素案ができてからは4つのブロックに分かれて全体会をやっていますが、素案作りまではこのようなワークショップで乗り切りました。それから兵庫県朝来市でもここと同じようなワークショップを行っています。ですから決して私は奇異なやり方を言っているわけではありません。どちらの方法でもよいと思います。みなさんにゆだねたいと思います。

委 員 もともと考えてみれば、最初の会議で希望開催時間を出し合った結

果、木曜日の 19 ～ 21 時までと決まったと思います。今回のアンケートをすれば意見が割れるのは致し方ないことで、多数の方が希望している時間帯でまとめるしかないと思います。

それから、素案のたたき台ですから抜けている点や研究していかなければいけない課題があると思います。当面は今まで通りのやり方で、いろんな方の意見を聞きながら多様な意見の集約をはかっていけばと考えます。

会 長 どちらの方法が良いのか全体の合意が得られないような感じですので、もう少し最後（素案完成）までやりきって、その上で精密な議論をする時にはグループ分けしていくということにしましょうか？あとはグループの主体性に任せて会議の回数や開催日を決めていくことが可能ですので、そういう方法にしましょうか？

委 員 「前文・目的・理念」と「それ以降の各論」を並列的に議論していくのは難しいと思います。何のため条例をつくるのか、どういったまちにしていくのかという部分にあたる前文の部分をまずつくってからでないと、そのためのルール作りはできないと思います。前文・目的・理念をある程度、共有してから各論に入っていくのが良いと思います。

会 長 というご意見ですが他にないですか？

委 員 賛成です。この素案たたき台を OK という前提のもとで話していましたが、この素案たたき台はまだ OK じゃないんですね。条文の構成等がいいのか確認して、それから各論に入っていくのがいいんでしょうね。

会 長 ということになりますと、全体の素案といたしますか、全容を事務局にお世話かけますが出していただいて、そこまでを全体会でやっていく。そうでないと、前文や構成が共有できないじゃないかと、そしてそれがある程度共有できた段階でグループワークに入っていくということですね。そういう理解でよろしいですか？

委 員 結構です。

会 長 それでは、とりあえずは全体素案を完成させるまで作業をしていくことによろしいですね。

異議なし

「素案たたき台」について

会 長 ちょうど、策定委員会も折り返し地点にきた頃だとおもいます。ここでもう一度、自治基本条例の意義や役割について再確認したいと思います。市で自治基本条例を持っているところはそれほど多くはありません。まだ100にも達していないと思います。しかしながら自治基本条例が必要だという声は起こっています。ここ奈良県では大和郡山市と同時にスタートした生駒市では基本素案をすでに出し、議会との協議にも入っています。

自治基本条例の役割・意義は世間一般的に「市の憲法」と言われています。憲法にあたるという言い方は間違っははませんが、他の条例の上に立つという解釈は法律上できません。ですから裁判所に自治基本条例違反だと言っても訴えが限られるんですね。ただし政治的責任が発生します。「自治基本条例をつくったのにそれを破るとはどういうことだ」と。それを支えるのが市民の手でつくってきたというプロセス、これが根拠となると思います。

そして自治基本条例があるということは、小中学生にとっても「このまちがどんなしくみになっているんだろう」ということが分かりやすくなるものであるし、市民にも同じく示せるということなのです。

それから数百の条文からなる地方自治法を本当に理解している職員がどれくらいいるのか。1%もいません。そんな専門家でないといけない地方自治法を、市民が我がものにすることは無理です。それを簡潔にコンパクト化して「こういう仕組みなんだ」と分かり易くする、啓発、理解の力をそこに求めることができる気がします。

この条例は総合計画よりも上位規範でありますから、自治基本条例ができますとそこにある基本理念・基本原則が総合計画をリードするあるいは規制をするという役割を果たすわけです。ですから自治基本条例の理念・原則に反する総合計画は今後できなくなるという規制がかかってくることとなります。

それから自治基本条例は市民だけでなく議会・行政の三者の役割、

権能をそれぞれ明記することによって、住民あるいは団体双方の自治の両輪と言われる担い手の位置づけを明確化することになります。団体自治とは議会や行政によって担われているわけですが、団体自治以外に地域の自治会などを運営されている地域自治のような住民自治や障害者の家族の会といった住民自治もありますが、これらの住民自治があって団体自治が有効に機能していく、その双方の関係をつなぎ直していくことが可能になります。多くの自治基本条例がない自治体では、この辺りを明確に示さないまま個別条例を積み上げていくという流れをとっているようなところもあります。つまり各論、パーツの部分を積み上げていって内部改革、自治体改革を進めています。しかしながら、この条例はこれらの問題を一気に進めていくツールにもなると思います。

それから自治基本条例の中に本来の地方自治法に規定されていないその市独自の制度を盛り込むことも可能です。特に皆さんの印象の中で強烈にあるのは住民投票ですね。住民投票を自治基本条例の中に規定することで市独自の制度として定めることができます。それから外部監査。中核市以上で法で義務づけられている法定包括外部監査ではありません。その市独自に、安くて有効に働く外部監査を導入することもできます。それから参画協働の原則を定めることで、市の各種審議会委員への公募委員の枠拡大であるとか、行政評価システムへの住民参加の促進であるとか、様々なものを新たに付け加えることもできます。

このような市独自の仕組みをオプションとして付け加えることをこの条例は可能にしますが、全体の市の体系が、この条例の中で独自制度を含め、しっかりと見えることが一番大きな意義だろうと私は思っています。早く言えば、分かり易い大和郡山市のまちのしくみ・手引き書の役割と考えていただいたらいいかと思います。

ただ、行政改革とか行政への市民の統制権の拡大という点にばかり議論が集中するということが自治基本条例づくりの前半において全国的に指摘されました。それはそれで意義があったことなんですけど、そればかりでなく地域社会改革、「住民自治の機能をもっと強化しないといけない」「市民の責任もちょっと薄くなり過ぎているのでは」という着眼点も中盤から後半にかけて強く指摘されていたことです。その両面からも、皆さんからご意見を豊富にいただけたらと思っています。例えば、伊賀市では自治基本条例の中に明確に新しいスタイルの

「住民自治協議会」というのを明記しています。宝塚市では「まちづくり協議会」、名張市では「地域づくり委員会」という形で、自治会を中核としながらも一定の組織がそこに集まってきて総合型の円卓会議をつくり、まちの将来構造をつくっていった、それを市の総合計画にも反映してもらおうというしくみにつないでいくというやり方も最近出てきていますので、そのあたりも議論していただけたらと思います。

長々と話しましたが、自治基本条例はできるだけ分かり易く見えやすいものにしていただけたらと思います。

それでは、各グループでワークショップを始めてください。

以下に各グループのワークショップの結果及び発表内容を記します。

【グループA】

(前文)

わたしたちが暮らす大和郡山市は、奈良県の北西部 大和平野に位置し、豊かな自然と悠久の歴史を有する、'金魚と城下町'をまちの顔にした、人と人とのふれあい・思いやり・'融和'を大切にすまちです。

わたしたちは、このまちに集い、生まれ育ち、また、共に学び働き、暮らしながら「大和郡山らしさ」を基調にした魅力のあるまちづくりに取り組んできました。

これからも、先人の訓を謙虚に受けて、地域の歴史・文化・自然との調和をより一層図るとともに、市民・事業者・市議会・行政などさまざまな人々とのパートナーシップをはぐくみながら、夢と希望に満ちたまちづくりをすすめていきます。

そのためにも、自治の主体となるわたしたちは、市民一人ひとりの人権を尊重し、それぞれの権利と役割・責務を認識したうえで、自分たちのまちは自分たちの手で築きあげていこうという強い意志のもと、市民参加、参画・協働のまちづくりのしくみを構築していかなければなりません。

よって、わたしたち大和郡山市民は、更なる市民自治の進展と日々の暮らしのなかで共に生きるよこびが実感できる地域社会の実現を目指し、ここに大和郡山市自治基本条例を制定します。

[発表内容]

前文・総則については、言葉的には悪いですが美辞麗句でうまいこと書いてあると思うので特に悪いところはありませんでした。ただ、これから各論に入って、もっと議論をしっかりと進めていった方がいいという意見がたくさんありました。

例えば具体的に言いますと、他市の先進地事例を事務局で収集し発表していただいて、素案たたき台にない良いものを入れていけばいいんじゃないかという意見や、実際に自治基本条例を策定した自治体について、その後の課題や成功事例についても教えてもらえたらという意見がありました。

あと全体を見て、独自色というか、これはというものが無いのかなあという意見がありました。

その他には、前文ではなく各論についてですが、どのように規制をしていくのか、手法・テクニックが分からないので事務局や会長・副会長から教えてもらえたらという意見が出ました。

郡山といえば「金魚と城下町」にとらわれすぎ!

【グループB】

(前文)

わたしたちが暮らす大和郡山市(以下、「市」という。)は、奈良県の北西部 大和平野に位置し、豊かな自然と悠々の歴史を有する、~~金魚と城下町~~をまちの顔にした、人と人とのふれあい・思いやり・融和'を大切にすまちです。

わたしたちは、このまちに集い、生まれ育ち、また、共に学び働き、暮らしながら「大和郡山らしさ」を基調にした魅力のあるまちづくりに取り組んできました。

これからも、先人の訓を謙虚に受けて、地域の歴史・文化・自然との調和をより一層図るとともに、市民・~~事業者~~・市議会・行政などさまざまな人々とのパートナーシップをはぐくみながら、~~夢と希望~~を追求し、暮らしを豊かにしていきます。

そのためにも、自治の主体となるわたしたちが責任を重し、それぞれの権利と役割・責務を認識し、~~市民~~たちの手で築きあげていこうという強い意志のもと、市民参加、参画・協働の**市民が主役の**まちづくりのしくみを構築していかなければなりません。

よって、わたしたち大和郡山市民は、更なる市民自治の進展と日々の暮らしのなかで生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指し、ここに大和郡山市自治基本条例を制定します。

第2条の定義(1)市民 の中に「市内で事業を営むもの」があるので市民に含まれると解され、この文言は不要ではないか?ただし事業者という文言は必要なので定義の整理が必要。

戦争と平和、真の民主主義をいれてはどうか?

(目的)

第1条 この条例は、大和郡山市における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、市民及び市・議会のそれぞれの権利や役割・責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民自治の確立とところ豊かに安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

コミュニティという単語をいれてほしい

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営むものをいう。 (2) 事業者 と同じ?

(2) 事業者 市内で事業所、営業所、その他施設を設置し、事業活動を行うものをいう。

(3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産税評価委員会その他市の行政事務を管理執行機関をいう。

(4) 市 市議会、市長その他の執行機関及び市職員を含めた地方公共団体をいう。

(5) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。

(6) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、お互いの役割と責任の自覚のもと、それぞれの自主性を尊重し、対等な立場で連携、協力しあいながらまちづくりに取り組むことをいう。

(基本理念)

第2章の「まちづくりの基本原則」に入れるべき

第3条 市民及び市は、次の各号に掲げる基本理念を共有し、まちづくりを進めるものとする。

(1) 地方自治の本旨に基づき自己決定・自己責任のもと、それぞれの果たすべき役割や責務を分担し、相互に補完協働しあいながら特色ある個性豊かなまちづくりを進めます。

(2) 一人ひとりの人権を尊重し、子ども、高齢者、障害者などすべての市民が、健やかに安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 多彩な産業と豊かな自然環境、歴史文化との共生を図りながら、後生に誇れる持続発展可能な循環型のまちづくりを進めます。

(4) 人と人、人と地域のつながりを促進し、にぎわいと活力に満ちたまちづ

くりを進めます。

(5) 限られた資源を最大限に活用し、地方自治体としての自主性、自立性を確保したまちづくりを進めます。

[発表内容]

第7章の「市民参画・協働」について差し込みでなく、たたき台にちゃんと付けておいてほしいという意見がありました。

また、第2章の第4条について(1)~(6)ではなく、ちゃんと条文にしてほしいという意見がありました。

前文について、'金魚と城下町'にこだわらなくていいんじゃないかという意見もありました。それから、「市民・事業者・市議会・行政」について第2条の定義で市民のなかに「市内で事業を営むもの」とあるので「事業者」は市民に含まれると解されるので「事業者」は不要ではないかという意見がありました。

あと、外国人もいるのでその方にも分かるように英語、中国語・ブラジル語も考えてはどうかという意見もありました。

この条例をつくって市長をはじめ、職員・議会がどれだけ理解できるかという議論もありました。

この条例は最高規範ですから、他の条例の上にくるものです。自治基本条例に関係してくる条例や計画については別途定めるという文言を追加するという意見もありました。

【グループC】

(前文)

わたしたちが暮らす大和郡山市(以下、「市」という。)は、奈良県の北西部 大和平野に位置し、豊かな自然と悠々の歴史を有する、'金魚と城下町'をまちの顔にした、人と人とのふれあい・思いやり・'融和'を大切にするまちです。

わたしたちは、このまちに集い、生まれ育ち、また、共に学び働き、暮らしながら「大和郡山らしさ」を基調にした魅力のあるまちづくりに取り組んできました。

これからも、先人の訓を謙虚に受けて、地域の歴史・文化・自然との調和をより一層図るとともに、市民・事業者・市議会・行政などさまざまな人々とのパートナーシップをはぐくみながら、夢と希望に満ちたまちづくりをすすめて

どのような豊かな自然か、どのような悠々の歴史か？

郡山は平和都市宣言をしているので、「平和」という文言をいれては？「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」

具体的に書いてはどうか

いきます。

住民投票につながる文言を入れてはどうか

そのためにも、自治の主体となるわたしたちは、市民一人ひとりの人権を尊重し、それぞれの権利と役割・責務を認識したうえで、自分たちのまちは自分たちの手で築きあげていこうという強い意志のもと、市民参加、参画・協働の市民が主役のまちづくりのしくみを構築していかなければなりません。

よって、わたしたち大和郡山市民は、更なる市民自治の進展と日々の暮らしのなかで生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指し、ここに大和郡山市自治基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、大和郡山市における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、市民及び市・議会のそれぞれの権利や役割・責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民自治の確立とこころ豊かに安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営むものをいう。
- (2) 事業者 市内で事業所、営業所、その他施設を設置し、事業活動を行うものをいう。社会福祉協議会を含めてはどうか? 限定する必要があるのか?
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産税評価委員会その他市の行政事務を管理執行機関をいう。市の執行機関と市を分ける必要があるのか?
- (4) 市 市議会、市長その他の執行機関及び市職員を含めた地方公共団体をいう。
- (5) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。
- (6) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、お互いの役割と責任の自覚のもと、それぞれの自主性を尊重し、対等な立場で連携、協力しあいながらまちづくりに取り組むことをいう。

[発表内容]

前文にもう少し大和郡山らしさをいれたらという意見がありました。例えば、「豊かな自然・歴史」とありますがどんな自然・歴史なのかを書いてみてもいいんじゃないか。「夢と希望に満ちたまちづくり」について、どういった夢と希望なのか、後の理念にも出てくるのですが、前文にもう少し大和郡山らしさとして書いてもいいのではという意見がありました。また大和郡山市は平和都市宣言をしていますので、「平和」という言葉を入れてはどうかという、「平和のシンボル金魚が泳ぐ城下町」というのがあるのだから、平和を入れるという意見もありました。それから、前文の最後の方には「住民投票」につながる文言も入れてはどうかという意見がありました。

次に定義について、第2条第3号で「市の執行機関」について書かれていますが、市の社会福祉協議会といった財団法人を含めてはどうかという意見がありましたし、どこが漏れているといったことについて、あまり細かくしなくても良いのではという意見もありました。また、3号と4号について市民から見たら市の執行機関も市議会も同じようなものだから一緒にしてはどうかという意見もありました。

【グループD】

(前文)

わたしたちが生活する大和郡山市（以下、「市」という。）は、奈良県の大和盆地北部に位置し、豊かな自然と悠々の歴史を有する、'金魚と城下町'をまちの顔にした、人と人とのふれあい・思いやり・'融和'を大切にするまちです。

わたしたちは、このまちに集い、生まれ育ち、また、共に学び働き、暮らしながら人と自然が共生する「大和郡山らしさ」を基調にした魅力のあるまちづくりに取り組んできました。これからも、~~先人の訓を謙虚に受けて~~地域の歴史・文化・自然との調和をより一層図るとともに、~~市民・事業者・市議会・行政など~~さまざまな人々（市民・事業者・行政など）とのパートナーシップをはぐくみながら、夢と希望に満ちたまちづくりをすすめていきます。

そのためにも、自治の主体となるわたしたちは、市民一人ひとりの人権を尊重し、それぞれの権利と役割・責務を認識したうえで、自分たちのまちは自分たちの手で築きあげていこうという強い意志のもと、市民参加、参画・協働の市民が主役のまちづくりのしくみを構築していかなければなりません。

よって、わたしたち大和郡山市民は、更なる市民自治の進展と日々の暮らしのなかで生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指し、ここに大和郡

段落換えないで続ける

表現を換える

「環境」という言葉が不足

山市自治基本条例を制定します。

(目的)

仮称

第1条 この条例は、大和郡山市における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、市民及び市・議会のそれぞれの権利や役割・責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民自治の確立とところ豊かに安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

目的とします。 or 目指します。

[発表内容]

前文について、「大和郡山らしさ」を基調にというところで、大和郡山らしさとはいったいどういうものなのか分かりにくいので、表現を換えるか、説明の文言を入れてはどうかという意見がありました。それから「先人の訓を謙虚に受けて」ですが、抽象的で分かりにくいので削除しても良いのではという意見がありました。また、「市民・事業者・市議会・行政など」という文言はくどくて硬い表現なので、市議会・行政は行政と一つにまとめ、次の「さまざまな人々」の後に(市民・事業者・行政など)とした方が良いのではという意見がありました。それから、最後の方に「環境」について入れてみてはどうかという意見がありました。

全体を通して「～である」調でいくのか、「～です・ます」調でいくのかという議論があり、「～です・ます」調でいいんじゃないかという意見がありました。

【グループE】

「地球環境・自然環境・生活環境」「弱者に対する福祉」「教育」「平和」をいれてはどうか

(前文)

わたしたちが暮らす大和郡山市(以下、「市」という。)は、奈良県の北西部 大和平野に位置し、豊かな自然と悠々の歴史を有する、「金魚と城下町」をまちの顔にした、人と人とのふれあい・思いやり・**うちとけあい**を大切にするまちです。

わたしたちは、このまちに集い、生まれ育ち、また、共に学び働き、暮らしながら「大和郡山らしさ」を基調にした魅力のあるまちづくりに取り組んできました。

これからも、先人の**ことば**を謙虚に受けて、地域の歴史・文化・自然との調和をより一層図るとともに、市民・事業者・市議会・行政などさまざまな人々

とのパートナーシップをはぐくみながら、夢と希望に満ちたまちづくりをすすめていきます。

そのためにも、自治の主体となるわたしたちは、市民一人ひとりの人権を尊重し、それぞれの権利と役割・責務を認識したうえで、自分たちのまちは自分たちの手で築きあげていこうという強い意志のもと、市民参加、参画・協働の市民が主役のまちづくりのしくみを構築していかなければなりません。

よって、わたしたち大和郡山市民は、更なる市民自治の進展と日々の暮らしのなかで生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指し、ここに大和郡山市自治基本条例を制定します。

[発表内容]

前文について、「弱者に対する福祉」ということを入れてはどうか、あと「環境」ですね、ただ単に環境ではなくて「地球環境・自然環境・生活環境」という風に分けてこのような文言を入れていきたいという意見がありました。あと、「教育」・「平和」という文言も入れてほしいという意見がありました。あと、「融和」という文言は硬いので、これを「うちとけあい」にしたらいんじゃないかという意見がありました。あと、「先人の訓を謙虚に受けて」を「先人の言葉を謙虚に受けて」にしたらという意見や、道徳的過ぎるんじゃないかという意見や、道徳を重視していかないと駄目なんじゃないかという意見もありました。

前文の説明・解釈の部分で、策定委員会で出た主要な意見として9つありますが「その他」でまとめられているところに良い意見があったんじゃないかという意見もありました。

前文全体を見るとよくできているとは感じますが、なにか20年前というような感じを受けます。もう今の時代をよんだものを入れていかなければいけないんじゃないかという意見がありました。

また、この条例が絶対というのではなく柔軟に対処していくことも必要なのはという意見がありました。

会 長 今日市職員委員の方に発表していただきましたが、書記役の方のまとめ方がたいしたものだと思います。皆さんにとって十分に信頼できるスタッフに来ていただいたんじゃないかと思います。

少し事務的な話をしますが、今日は前文と第1章について議論して

いただいたわけですが、市長が「じっくり時間をかけて議論してください」といった言葉に甘えるにしても、やはり先の見込みを立てたうえで逆算していく必要がありますね。9月まではこの調子でやっていきたい、5月には第2,3章を、6月には第4,5章を、7月には第6章前半を、8月には第6章後半を、9月には第7,8,9章をという風に考えています。これをうまくやっていくには、素案たたき台が全部できているわけですが、毎回全部を読みきってきて、そのブロックを議論するという体制で議論に望んでもらうというのが良いと私は思います。ですから、みんな読んできた、でも今回はここの議論だね、後ろの方に書いてあることと関係するとこの条文おかしいですねということもでてきますし、そういう風に議論していただけたらと思います。全然読まないで議論することはおかしいですね。全体を皆さん読んでいることを前提として、ここで作業していくことをお約束してほしいと思います。

そうしますと、さきほど第2条の(1)で事業者についていないんじゃないかという発表がありました。これは参画・協働のパートナーシップを結ぶ相手が行政だけじゃないということ考えたときに、あるいは大和郡山市は企業もたくさんあり、企業とのパートナーシップを結ばないと、将来は全体的にまちは動き出さないんじゃないかという意見が前半でありましたよね、そういうことを考えれば事業者を外すことはできないんじゃないかという意見が出てきても当然かなあと 생각합니다。

それから市という言葉、これは全国共通で市とは団体としての市、市行政及び市議会を指すというのが通則で決まっておりますのでこれはこの定義のままで間違いではありません。それから順番からすると、第2条の(3)(4)はひっくり返した方がいいかもしれません。

それから第3条については「～です・ます」調でそれ以外は「～である」調なんですね、このあたりもどちらにするか議論の対象になると思います。

さきほど、素案の冊子のなかに入っていない部分があるんじゃないかという指摘がありました。これは最終回に議論したことを冊子に入れるのが間に合わなかったので応急処置をしたもので、皆さんの方で綴じ込んでやっていただけますか。

今日、出た意見5グループについて事務局が持ち帰って、第2次素案という形でもう一度、練り直すということになります。ただ、前文

は条例としては拘束力がありません。あくまでも、この条例はこういう精神でつくったんですよという宣言文です。個性的で郡山のカラーが出た前文を作ろうと思えば、多数よればよるほど、だんだん個性がなくなります。人間の数が多くなって意見が多くなるほど最大公約数じゃなくて最小公倍数になってしまいます。ですからこのあたりをどこまで踏み込んでいくのか、一番最後にもう一度議論してはどうでしょうか。一度、最初から最後まで議論してから、もう一度最初に戻ってはどうか。

副会長 皆さん、ご苦労様です。たたき台について、今までの皆さんの議論をまとめてもらったもので、さきほどの最大公約数、最小公倍数になってくるわけですが、そういう意味では、個性のある意見が消えているわけですね。全体を読んで組み込んでいってほしいところです。それから先行条例に拘束されてますね。先行条例もたいしたものではありません。もっとあっていいはずのものが入っていなかったり、地方自治法に拘束されているんですね。地方自治法は不十分なものだと思います。それを補っていかなければいけないのですが先行条例には、その部分が不足しています。地方自治は住民自治と分権なんですが、分権のあり方について、国や県に対する大和郡山市の姿勢を書き込んだらいいと思います。

それから全体を読んで距離をおいて見てください。その時にかけているものを考えていけたらと思います。

会 長 それでは以上で終わりたいと思いますが、なにかございませんでしょうか？

委 員 次回もこの形でいくんでしょうか。

会 長 そうですね。この形でいきます。次回は第2,3章ですので皆さん準備をお願いします。

委 員 議論が途中のグループはどうなるのですか。

会 長 グループはシャッフルしていきますので次回は新たなテーマで議論を始めることとなります。固定のメンバーとするなら問題ですがシャ

ッフルですので新たなテーマになります。ただ、追加で意見を言いたいという委員さんがおられましたら、次回の会議で「意見を追加しておいて」というのは可能ですから言ってください。

他に意見ございませんか。それではこれで第9回目の策定委員会を終わります。どうも皆さんありがとうございました。

以下余白